

「外貨取扱サービス約款」新旧対照表

2024年7月29日

旧	新
<p>第5条（本サービス対応取引口座） 本サービスは店頭外国為替証拠金取引口座（以下、「対応口座」といいます。）にてご利用いただけます。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第16条（本サービスの利用禁止） （中略）</p> <p>第17条（その他の預り資産等の処分） （中略）</p> <p>第18条（債務不履行） （中略）</p> <p>第19条（差引計算） （中略）</p> <p>第20条（充当の指定） （中略）</p>	<p>第5条（本サービス対応取引口座） 本サービスは<u>証券取引口座及び</u>店頭外国為替証拠金取引口座（以下、「対応口座」といいます。）にてご利用いただけます。</p> <p><u>第16条（当社指定外貨の入出金）</u> <u>1.当社指定外貨の入金及び出金は、当社が別途定めるものとします。</u> <u>2.当社指定外貨以外の外貨での入金及び出金はできません。</u></p> <p>第17条（本サービスの利用禁止） （中略）</p> <p>第18条（その他の預り資産等の処分） （中略）</p> <p>第19条（債務不履行） （中略）</p> <p>第20条（差引計算） （中略）</p> <p>第21条（充当の指定） （中略）</p>

旧	新
<p>第 <u>21</u> 条 (免責事項) (中略)</p> <p>第 <u>22</u> 条 (本サービスの変更) (中略)</p>	<p>第 <u>22</u> 条 (免責事項) (中略)</p> <p>第 <u>23</u> 条 (本サービスの変更) (中略)</p>